

判例から学ぶ医療と法 — 第2回

「未確立の療法と医師の説明義務」

— 最高裁平成13年11月27日判決 —

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
弁護士 伊藤 敬文

◆事案の概要

患者は平成3年2月14日までに乳がんが診断された。当時、日本では乳房切除術が主流であり、乳房温存療法は医療水準としてまだ確立していなかった。医師は患者の乳がんについて胸筋温存乳房切除術が適応と判断し、乳房温存療法については一応紹介したものの消極的な評価を説明するにとどまっていた。その後、医師は患者が乳房温存療法に強い関心を有していることを知ったが、同月28日に手術を行い患者の乳房を切除した事案。患者から、医師が乳房温存療法について十分な説明を行わないまま患者の意思に反して手術を行ったとして損害賠償請求がなされ、地裁は医師の説明義務違反を認め、高裁は乳房温存療法が医療水準として未確立であることを理由にこれを否定した。

◆判決の要旨

医療水準として確立した療法と未確立の療法とが存する場合、医師は未確立の療法について常に説明義務を負うものではない。もっとも、未確立の療法が少なからぬ医療機関における相当数の実施例があり、これを実施した医師の間で積極的な評価もなされているものについては、患者が当該療法の適応である可能性があり、かつ、患者が当該療法の適応の有無、実施可能性について強い関心を有していることを医師が知った場合などにおいては、たとえ医師自身が当該療法について消極的な評価をしており、自らはそれを実施する意思を有していない場合であっても、医師の知っている範囲で、当該療法の内容、適応可能性やそれを受けた

場合の利害得失、当該療法を実施している医療機関の名称や所在地などを説明すべき義務がある。

一破棄差し戻し—

◆この判決をどう理解するか

従前、最高裁は医療水準として確立していない療法については、医師の説明義務を全く認めていなかった。医療水準として確立していない以上、医師は当該療法については知見を獲得しておくべき義務を負うものではないからである。本判決は、一般論としてはこのような最高裁の立場を維持しつつ、例外的に医療水準として未確立の療法についても医師が説明義務を負う余地があることを認めた点で重要である。

また、説明義務の根拠は、患者が治療行為を受けるか否かを決定する権利（自己決定権）と考えられている。本判決では、乳房の切除が身体的障害だけでなく外観上の変貌により精神面・心理面に大きな影響を及ぼすものであり、患者自身が乳房を残すことに強い関心を示していたことが重要な判断要素となっていることから、クオリティ・オブ・ライフに関わる場面においては、より自己決定権を重視すべきであることを示している。

なお、本判決差し戻し後の控訴審判決では、説明義務違反により意思決定の権利を奪われたとして120万円の損害賠償が命じられている。

◆この判決から何を学ぶか

医療水準として未確立の療法については

- ①一般的には説明義務はないが、例外がある
- ②患者のクオリティ・オブ・ライフに関わる場面では患者の自己決定権への配慮が必要